

指定訪問介護及び介護予防・日常生活支援総合事業第一号訪問事業

重要事項説明書

令和7年4月1日現在

1. 事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう、また要支援状態にある方に対し、日常生活上の支援を行うことにより、自立した日常生活を営むことができるよう、適正な指定訪問介護又は介護予防・日常生活支援総合事業第一号訪問事業を提供することを目的とします。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業所の概要

(1) 概要

事業所名	あおぞらの里 行橋ヘルパーステーション		
指定番号	4072600390		
所在地	福岡県行橋市大字道場寺1405-5 2F		
管理者の氏名	武内 学	職種	ヘルパー2級
電話番号	0930-26-5500		
FAX番号	0930-26-5577		
サービスを提供する地域	荻田町、行橋市、みやこ町、築上町、豊前市		
営業日	月曜日から土曜日までとする		
営業時間	午前8時30分～午後5時 (営業時間外についてはご相談に応じます。)		
訪問介護サービス対応日	営業日と同じ。但し、日曜日、年末年始(12月30日～1月3日)については利用者、家族、介護支援専門員との相談によりサービスが必要な場合は適宜訪問介護又は第一号訪問事業を実施します。		
訪問介護サービス対応時間	午前8時30分～午後5時 (営業時間外についてはご相談に応じます。)		

(2) 事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	計	業務内容
管理者	2級ヘルパー	1名	—	1名	従業者及び業務管理
サービス提供責任者	介護福祉士	2名	0名	2名	サービス内容の管理
	1級ヘルパー	0名	0名	0名	
訪問介護員	介護福祉士	3名	1名	4名	訪問介護
	1級ヘルパー	0名	1名	1名	
	2級ヘルパー	0名	6名	6名	
	実務者研修修了者	0名	1名	1名	

3. サービスの内容

- ① 身体介護（食事介助・入浴介助・排泄介助・清拭・通院介助）
- ② 生活援助（買物・調理・掃除・洗濯・葉取り）
- ③ 身体・生活（身体介護の後に引き続き生活援助を行う）
- ④ 第一号訪問事業
- ⑤ その他 介護相談等

4. 利用料金

別紙 1・2・3 参照

5. サービス利用にあたっての留意事項

- ① 訪問介護員は、介護福祉士、ホームヘルパー 1・2 級、介護職員初任者研修課程修了の資格を有しており、必ず身分証を携帯しています。利用者様またはご家族から求められたときはこれを提示いたします。
- ② 訪問介護員は、医療行為や年金等の金銭の取り扱いはいたしません。
（生活援助として行う買い物等に伴う少額の取り扱いは可能です。）
- ③ 訪問介護員は、介護保険制度上、利用者様の介護や家事の援助等を行うこととされています。ご家族の食事の準備などの業務については介護保険外のサービスとなりますので、ご了承ください。
- ④ 訪問介護員に対する贈り物や飲食等のもてなしは、お受けできません。
- ⑤ 利用者様の都合により訪問介護員の派遣を中止したい場合は、前日の営業時間内に事業所へご連絡ください。サービス時間内でのご不在、外出等のご遠慮下さい。
- ⑥ 非常災害等により訪問介護員の派遣が困難となる場合もございますので、ご了承ください。その際には、速やかに利用者様にご連絡いたします。
- ⑦ 訪問介護員は、介護保険制度上、利用者様がご在宅中に限りサービスを行うことができます。ご家族の方がご在宅であっても利用者様がご不在の場合、サービスを行うことはできません。

6. 秘密保持についての対応

当事業所及び職員は、業務上知り得た利用者様又はそのご家族の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、職員との雇用契約の内容としています。

7. 利用者の尊厳

利用者様の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、職員教育を行います。

8. 身体拘束の廃止

どのような状況下でも、利用者様の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

9. 相談窓口・苦情対応

* サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当 事 業 所 ご 利 用 相 談 室	窓口担当者：武内 学 ご利用時間：月～土曜日 午前8時30分～午後5時 電話：0930-26-5500 FAX：0930-26-5577
(株) シ ダ ー 本 社 総 務 部	所在地：北九州市小倉北区足立二丁目1番1号 ご利用時間：月～土曜日 午前8時30分～午後5時 電話：093-932-7005 FAX：093-932-7015

* 公的機関においても、苦情申し出ができます。

福岡県国民健康保険 団体連合会 介護保険課	所在地：福岡市博多区吉塚本町13番47号 電話：092-642-7859 FAX：092-642-7857 対応時間：午前9時00分～午後5時 (土日祝日、年末年始を除く)
-----------------------------	---

※上記以外の公的機関においても申し出が行えます。(別紙4参照)

10. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者様の病状が急変した場合などに、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

11. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、市町村、御家族、居宅介護支援事業者等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際して採った処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

12. 虐待防止のための対応

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができる)の定期的な開催及びその結果の訪問介護員等に対する周知徹底。
- ② 事業所における虐待の防止のための指針の整備。
- ③ 訪問介護員等に対する虐待の防止のための研修の定期的な実施
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の配置

事業所は、サービス提供中に、従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

13. 第三者評価の実施状況

実施の有無	なし	実施日(直近)	—
評価機関の名称	—	評価結果の開示	—

14. 損害賠償責任保険

保 險 会 社	損害保険ジャパン株式会社
保 險 内 容	損害賠償保険

*但し、損害賠償保険の支払いは、事業者に故意又は過失が存在する場合に限られます。また、損害賠償保険金が支払われる場合であっても、利用者様に過失が認められる場合には、賠償金額が減額されることになります。

令和 年 月 日

訪問介護サービス又は介護予防・日常生活支援総合事業第一号訪問事業の開始にあたり、利用者様に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明し交付しました。

〈事業者〉

所 在 地 福岡県行橋市大字道場寺1409-5 2F

事 業 所 名 あおぞらの里 行橋ヘルパーステーション
(指定番号 4072600390)

管 理 者 名 武内 学

説 明 者

令和 年 月 日

私は、契約書及び本書面により、事業者から訪問介護サービス又は介護予防・日常生活支援総合事業第一号訪問事業について重要事項の説明を受け同意しました。

〈利用者〉

住 所

氏 名

〈利用者代理人（選任した場合）〉

住 所

氏 名 (続柄)

指定訪問介護、第一号訪問事業利用料金表

別紙 1
地域区分：その他

- 1 要介護 1～5 に認定を受けた利用者（指定訪問介護）
利用料金は 1 回ごとに算定され、以下のとおりです。

(1) 身体介護が中心のとき

単位：円

	通常		夜間及び早朝		深夜	
	8:00～18:00		6:00～8:00 18:00～22:00		22:00～6:00	
身体介護	利用 料金	うち 利用者 負担額	利用 料金	うち 利用者 負担額	利用 料金	うち 利用者 負担額
引き続き行う生活援助						
20分以上30分未満	2,440	244	3,050	305	3,660	366
20分以上45分未満	3,090	309	3,860	386	4,640	464
45分以上70分未満	3,740	374	4,680	468	5,610	561
70分以上	4,390	439	5,490	549	6,590	659
30分以上 1 時間未満	3,870	387	4,840	484	5,810	581
20分以上45分未満	4,520	452	5,650	565	6,780	678
45分以上70分未満	5,170	517	6,460	646	7,760	776
70分以上	5,820	582	7,280	728	8,730	873
1 時間以上 1 時間30分未満	5,670	567	7,090	709	8,510	851
20分以上45分未満	6,320	632	7,900	790	9,480	948
45分以上70分未満	6,970	697	8,710	871	10,460	1,046
1 時間30分以上 2 時間未満	6,490	649	8,110	811	9,740	974
20分以上45分未満	7,140	714	8,930	893	10,710	1,071

(2) 生活援助が中心のとき

単位：円

	通常		夜間及び早朝		深夜	
	8:00～18:00		6:00～8:00 18:00～22:00		22:00～6:00	
生活援助	利用 料金	うち 利用者 負担額	利用 料金	うち 利用者 負担額	利用 料金	うち 利用者 負担額
20分以上 45分未満	1,790	179	2,240	224	2,690	269
45分以上	2,200	220	2,750	275	3,300	330

- 2 要支援 1・2 に認定を受けた利用者（第一号訪問事業）
利用料金は 1 ヶ月ごとに算定され、以下のとおりです。

単位：円

	訪問型サービス（独自） （訪問型予防相当サービス）		訪問型サービス（独自） （生活援助のみ）	
	利用 料金	うち 利用者 負担額	利用 料金	うち 利用者 負担額
1 週に 1 回程度の場合	11,760	1,176		
1 週に 2 回程度の場合	23,490	2,349		
上記以上の場合（要支援 2 のみ）	37,270	3,727		
20分以上 45分未満 ※回数での算定			1,790	179
45分以上 ※回数での算定			2,200	220

- 3 その他の加算については以下のとおりです。

単位：円

	利用 料金	うち 利用者 負担額
初回加算	2,000	200
緊急時訪問介護加算	1,000	100
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	合計単位数の 24.5%	
特定事業所加算（Ⅱ）	訪問介護費（Ⅰ）（Ⅱ）の 10.0%	

- 4 指定訪問介護、第一号訪問事業以外の利用料については以下のとおりです。

サービス提供記録等の複写物に係る費用	1 ページにつき 20 円（税込）
--------------------	-------------------

指定訪問介護、第一号訪問事業利用料金表

別紙2
地域区分：その他

- 1 要介護1～5に認定を受けた利用者（指定訪問介護）
利用料金は1回ごとに算定され、以下のとおりです。

(1) 身体介護が中心のとき

単位：円

	通常		夜間及び早朝		深夜	
	8:00～18:00		6:00～8:00 18:00～22:00		22:00～6:00	
身体介護	利用 料金	うち 利用者 負担額	利用 料金	うち 利用者 負担額	利用 料金	うち 利用者 負担額
引き続き行う生活援助						
20分以上30分未満	2,440	488	3,050	610	3,660	732
20分以上45分未満	3,090	618	3,860	772	4,640	928
45分以上70分未満	3,740	748	4,680	936	5,610	1,122
70分以上	4,390	878	5,490	1,098	6,590	1,318
30分以上1時間未満	3,870	774	4,840	968	5,810	1,162
20分以上45分未満	4,520	904	5,650	1,130	6,780	1,356
45分以上70分未満	5,170	1,034	6,460	1,292	7,760	1,552
70分以上	5,820	1,164	7,280	1,456	8,730	1,746
1時間以上1時間30分未満	5,670	1,134	7,090	1,418	8,510	1,702
20分以上45分未満	6,320	1,264	7,900	1,580	9,480	1,896
45分以上70分未満	6,970	1,394	8,710	1,742	10,460	2,092
1時間30分以上2時間未満	6,490	1,298	8,110	1,622	9,740	1,948
20分以上45分未満	7,140	1,428	8,930	1,786	10,710	2,142

(2) 生活援助が中心のとき

単位：円

	通常		夜間及び早朝		深夜	
	8:00～18:00		6:00～8:00 18:00～22:00		22:00～6:00	
生活援助	利用 料金	うち 利用者 負担額	利用 料金	うち 利用者 負担額	利用 料金	うち 利用者 負担額
20分以上45分未満	1,790	358	2,240	448	2,690	538
45分以上	2,200	440	2,750	550	3,300	660

- 2 要支援1・2に認定を受けた利用者（第一号訪問事業）
利用料金は1ヵ月ごとに算定され、以下のとおりです。

単位：円

	訪問型サービス（独自） （訪問型予防相当サービス）		訪問型サービス（独自） （生活援助のみ）	
	利用 料金	うち 利用者 負担額	利用 料金	うち 利用者 負担額
1週に1回程度の場合	11,760	2,352		
1週に2回程度の場合	23,490	4,698		
上記以上の場合（要支援2のみ）	37,270	7,454		
20分以上45分未満 ※回数での算定			1,790	358
45分以上 ※回数での算定			2,200	440

- 3 その他の加算については以下のとおりです。

単位：円

	利用 料金	うち 利用者 負担額
初回加算	2,000	400
緊急時訪問介護加算	1,000	200
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	合計単位数の24.5%	
特定事業所加算（Ⅱ）	訪問介護費(1)(2)の10.0%	

- 4 指定訪問介護、第一号訪問事業以外の利用料については以下のとおりです。

サービス提供記録等の複写物に係る費用	1ページにつき 20円（税込）
--------------------	-----------------

指定訪問介護、第一号訪問事業利用料金表

別紙3
地域区分：その他

- 1 要介護1～5に認定を受けた利用者（指定訪問介護）
利用料金は1回ごとに算定され、以下のとおりです。

(1) 身体介護が中心のとき

単位：円

	通常		夜間及び早朝		深夜	
	8:00～18:00		6:00～8:00 18:00～22:00		22:00～6:00	
身体介護	利用 料金	うち 利用者 負担額	利用 料金	うち 利用者 負担額	利用 料金	うち 利用者 負担額
引き続き行う生活援助						
20分以上30分未満	2,440	732	3,050	915	3,660	1,098
20分以上45分未満	3,090	927	3,860	1,158	4,640	1,392
45分以上70分未満	3,740	1,122	4,680	1,404	5,610	1,683
70分以上	4,390	1,317	5,490	1,647	6,590	1,977
30分以上1時間未満	3,870	1,161	4,840	1,452	5,810	1,743
20分以上45分未満	4,520	1,356	5,650	1,695	6,780	2,034
45分以上70分未満	5,170	1,551	6,460	1,938	7,760	2,328
70分以上	5,820	1,746	7,280	2,184	8,730	2,619
1時間以上1時間30分未満	5,670	1,701	7,090	2,127	8,510	2,553
20分以上45分未満	6,320	1,896	7,900	2,370	9,480	2,844
45分以上70分未満	6,970	2,091	8,710	2,613	10,460	3,138
1時間30分以上2時間未満	6,490	1,947	8,110	2,433	9,740	2,922
20分以上45分未満	7,140	2,142	8,930	2,679	10,710	3,213

(2) 生活援助が中心のとき

単位：円

	通常		夜間及び早朝		深夜	
	8:00～18:00		6:00～8:00 18:00～22:00		22:00～6:00	
生活援助	利用 料金	うち 利用者 負担額	利用 料金	うち 利用者 負担額	利用 料金	うち 利用者 負担額
20分以上45分未満	1,790	537	2,240	672	2,690	807
45分以上	2,200	660	2,750	825	3,300	990

- 2 要支援1・2に認定を受けた利用者（第一号訪問事業）
利用料金は1ヵ月ごとに算定され、以下のとおりです。

単位：円

	訪問型サービス（独自） （訪問型予防相当サービス）		訪問型サービス（独自） （生活援助のみ）	
	利用 料金	うち 利用者 負担額	利用 料金	うち 利用者 負担額
1週に1回程度の場合	11,760	3,528		
1週に2回程度の場合	23,490	7,047		
上記以上の場合（要支援2のみ）	37,270	11,181		
20分以上45分未満 ※回数での算定			1,790	537
45分以上 ※回数での算定			2,200	660

- 3 その他の加算については以下のとおりです。

単位：円

	利用 料金	うち 利用者 負担額
初回加算	2,000	600
緊急時訪問介護加算	1,000	300
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	合計単位数の24.5%	
特定事業所加算（Ⅱ）	訪問介護費（Ⅰ）（Ⅱ）の10.0%	

- 4 指定訪問介護、第一号訪問事業以外の利用料については以下のとおりです。

サービス提供記録等の複写物に係る費用	1ページにつき 20円（税込）
--------------------	-----------------

指定訪問介護、第一号訪問事業利用料金表

別紙 1
地域区分：その他

- 1 要介護 1～5 に認定を受けた利用者（指定訪問介護）
利用料金は 1 回ごとに算定され、以下のとおりです。

(1) 身体介護が中心のとき

単位：円

	通常		夜間及び早朝		深夜	
	8:00～18:00		6:00～8:00 18:00～22:00		22:00～6:00	
身体介護	利用 料金	うち 利用者 負担額	利用 料金	うち 利用者 負担額	利用 料金	うち 利用者 負担額
引き続き行う生活援助						
20分以上30分未満	2,440	244	3,050	305	3,660	366
20分以上45分未満	3,090	309	3,860	386	4,640	464
45分以上70分未満	3,740	374	4,680	468	5,610	561
70分以上	4,390	439	5,490	549	6,590	659
30分以上1時間未満	3,870	387	4,840	484	5,810	581
20分以上45分未満	4,520	452	5,650	565	6,780	678
45分以上70分未満	5,170	517	6,460	646	7,760	776
70分以上	5,820	582	7,280	728	8,730	873
1時間以上1時間30分未満	5,670	567	7,090	709	8,510	851
20分以上45分未満	6,320	632	7,900	790	9,480	948
45分以上70分未満	6,970	697	8,710	871	10,460	1,046
1時間30分以上2時間未満	6,490	649	8,110	811	9,740	974
20分以上45分未満	7,140	714	8,930	893	10,710	1,071

(2) 生活援助が中心のとき

単位：円

	通常		夜間及び早朝		深夜	
	8:00～18:00		6:00～8:00 18:00～22:00		22:00～6:00	
生活援助	利用 料金	うち 利用者 負担額	利用 料金	うち 利用者 負担額	利用 料金	うち 利用者 負担額
20分以上45分未満	1,790	179	2,240	224	2,690	269
45分以上	2,200	220	2,750	275	3,300	330

- 2 要支援 1・2 に認定を受けた利用者（第一号訪問事業）
利用料金は 1 ヶ月ごとに算定され、以下のとおりです。

単位：円

	訪問型サービス（独自） （訪問型予防相当サービス）		訪問型サービス（独自） （生活援助のみ）	
	利用 料金	うち 利用者 負担額	利用 料金	うち 利用者 負担額
1週に1回程度の場合	11,760	1,176		
1週に2回程度の場合	23,490	2,349		
上記以上の場合（要支援 2 のみ）	37,270	3,727		
20分以上45分未満 ※回数での算定			1,790	179
45分以上 ※回数での算定			2,200	220

- 3 その他の加算については以下のとおりです。

単位：円

	利用 料金	うち 利用者 負担額
初回加算	2,000	200
緊急時訪問介護加算	1,000	100
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	合計単位数の24.5%	
特定事業所加算（Ⅱ）	訪問介護費（Ⅰ）（Ⅱ）の10.0%	

- 4 指定訪問介護、第一号訪問事業以外の利用料については以下のとおりです。

サービス提供記録等の複写物に係る費用	1ページにつき 20円（税込）
--------------------	-----------------

指定訪問介護、第一号訪問事業利用料金表

別紙2
地域区分：その他

- 1 要介護1～5に認定を受けた利用者（指定訪問介護）
利用料金は1回ごとに算定され、以下のとおりです。

(1) 身体介護が中心のとき

単位：円

	通常		夜間及び早朝		深夜	
	8:00～18:00		6:00～8:00 18:00～22:00		22:00～6:00	
身体介護	利用 料金	うち 利用者 負担額	利用 料金	うち 利用者 負担額	利用 料金	うち 利用者 負担額
引き続き行う生活援助						
20分以上30分未満	2,440	488	3,050	610	3,660	732
20分以上45分未満	3,090	618	3,860	772	4,640	928
45分以上70分未満	3,740	748	4,680	936	5,610	1,122
70分以上	4,390	878	5,490	1,098	6,590	1,318
30分以上1時間未満	3,870	774	4,840	968	5,810	1,162
20分以上45分未満	4,520	904	5,650	1,130	6,780	1,356
45分以上70分未満	5,170	1,034	6,460	1,292	7,760	1,552
70分以上	5,820	1,164	7,280	1,456	8,730	1,746
1時間以上1時間30分未満	5,670	1,134	7,090	1,418	8,510	1,702
20分以上45分未満	6,320	1,264	7,900	1,580	9,480	1,896
45分以上70分未満	6,970	1,394	8,710	1,742	10,460	2,092
1時間30分以上2時間未満	6,490	1,298	8,110	1,622	9,740	1,948
20分以上45分未満	7,140	1,428	8,930	1,786	10,710	2,142

(2) 生活援助が中心のとき

単位：円

	通常		夜間及び早朝		深夜	
	8:00～18:00		6:00～8:00 18:00～22:00		22:00～6:00	
生活援助	利用 料金	うち 利用者 負担額	利用 料金	うち 利用者 負担額	利用 料金	うち 利用者 負担額
20分以上45分未満	1,790	358	2,240	448	2,690	538
45分以上	2,200	440	2,750	550	3,300	660

- 2 要支援1・2に認定を受けた利用者（第一号訪問事業）
利用料金は1ヵ月ごとに算定され、以下のとおりです。

単位：円

	訪問型サービス（独自） （訪問型予防相当サービス）		訪問型サービス（独自） （生活援助のみ）	
	利用 料金	うち 利用者 負担額	利用 料金	うち 利用者 負担額
1週に1回程度の場合	11,760	2,352		
1週に2回程度の場合	23,490	4,698		
上記以上の場合（要支援2のみ）	37,270	7,454		
20分以上45分未満 ※回数での算定			1,790	358
45分以上 ※回数での算定			2,200	440

- 3 その他の加算については以下のとおりです。

単位：円

	利用 料金	うち 利用者 負担額
初回加算	2,000	400
緊急時訪問介護加算	1,000	200
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	合計単位数の24.5%	
特定事業所加算（Ⅱ）	訪問介護費(1)(2)の10.0%	

- 4 指定訪問介護、第一号訪問事業以外の利用料については以下のとおりです。

サービス提供記録等の複写物に係る費用	1ページにつき 20円（税込）
--------------------	-----------------

指定訪問介護、第一号訪問事業利用料金表

別紙3
地域区分：その他

- 1 要介護1～5に認定を受けた利用者（指定訪問介護）
利用料金は1回ごとに算定され、以下のとおりです。

(1) 身体介護が中心のとき

単位：円

	通常		夜間及び早朝		深夜	
	8:00～18:00		6:00～8:00 18:00～22:00		22:00～6:00	
身体介護	利用 料金	うち 利用者 負担額	利用 料金	うち 利用者 負担額	利用 料金	うち 利用者 負担額
引き続き行う生活援助						
20分以上30分未満	2,440	732	3,050	915	3,660	1,098
20分以上45分未満	3,090	927	3,860	1,158	4,640	1,392
45分以上70分未満	3,740	1,122	4,680	1,404	5,610	1,683
70分以上	4,390	1,317	5,490	1,647	6,590	1,977
30分以上1時間未満	3,870	1,161	4,840	1,452	5,810	1,743
20分以上45分未満	4,520	1,356	5,650	1,695	6,780	2,034
45分以上70分未満	5,170	1,551	6,460	1,938	7,760	2,328
70分以上	5,820	1,746	7,280	2,184	8,730	2,619
1時間以上1時間30分未満	5,670	1,701	7,090	2,127	8,510	2,553
20分以上45分未満	6,320	1,896	7,900	2,370	9,480	2,844
45分以上70分未満	6,970	2,091	8,710	2,613	10,460	3,138
1時間30分以上2時間未満	6,490	1,947	8,110	2,433	9,740	2,922
20分以上45分未満	7,140	2,142	8,930	2,679	10,710	3,213

(2) 生活援助が中心のとき

単位：円

	通常		夜間及び早朝		深夜	
	8:00～18:00		6:00～8:00 18:00～22:00		22:00～6:00	
生活援助	利用 料金	うち 利用者 負担額	利用 料金	うち 利用者 負担額	利用 料金	うち 利用者 負担額
20分以上45分未満	1,790	537	2,240	672	2,690	807
45分以上	2,200	660	2,750	825	3,300	990

- 2 要支援1・2に認定を受けた利用者（第一号訪問事業）
利用料金は1ヵ月ごとに算定され、以下のとおりです。

単位：円

	訪問型サービス（独自） （訪問型予防相当サービス）		訪問型サービス（独自） （生活援助のみ）	
	利用 料金	うち 利用者 負担額	利用 料金	うち 利用者 負担額
1週に1回程度の場合	11,760	3,528		
1週に2回程度の場合	23,490	7,047		
上記以上の場合（要支援2のみ）	37,270	11,181		
20分以上45分未満 ※回数での算定			1,790	537
45分以上 ※回数での算定			2,200	660

- 3 その他の加算については以下のとおりです。

単位：円

	利用 料金	うち 利用者 負担額
初回加算	2,000	600
緊急時訪問介護加算	1,000	300
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	合計単位数の24.5%	
特定事業所加算（Ⅱ）	訪問介護費(1)(2)の10.0%	

- 4 指定訪問介護、第一号訪問事業以外の利用料については以下のとおりです。

サービス提供記録等の複写物に係る費用	1ページにつき 20円（税込）
--------------------	-----------------

指定訪問介護、第一号訪問事業利用料金表

別紙 1
地域区分：その他

- 1 要介護 1～5 に認定を受けた利用者（指定訪問介護）
利用料金は 1 回ごとに算定され、以下のとおりです。

(1) 身体介護が中心のとき

単位：円

	通常		夜間及び早朝		深夜	
	8:00～18:00		6:00～8:00 18:00～22:00		22:00～6:00	
身体介護	利用 料金	うち 利用者 負担額	利用 料金	うち 利用者 負担額	利用 料金	うち 利用者 負担額
引き続き行う生活援助						
20分以上30分未満	2,440	244	3,050	305	3,660	366
20分以上45分未満	3,090	309	3,860	386	4,640	464
45分以上70分未満	3,740	374	4,680	468	5,610	561
70分以上	4,390	439	5,490	549	6,590	659
30分以上1時間未満	3,870	387	4,840	484	5,810	581
20分以上45分未満	4,520	452	5,650	565	6,780	678
45分以上70分未満	5,170	517	6,460	646	7,760	776
70分以上	5,820	582	7,280	728	8,730	873
1時間以上1時間30分未満	5,670	567	7,090	709	8,510	851
20分以上45分未満	6,320	632	7,900	790	9,480	948
45分以上70分未満	6,970	697	8,710	871	10,460	1,046
1時間30分以上2時間未満	6,490	649	8,110	811	9,740	974
20分以上45分未満	7,140	714	8,930	893	10,710	1,071

(2) 生活援助が中心のとき

単位：円

	通常		夜間及び早朝		深夜	
	8:00～18:00		6:00～8:00 18:00～22:00		22:00～6:00	
生活援助	利用 料金	うち 利用者 負担額	利用 料金	うち 利用者 負担額	利用 料金	うち 利用者 負担額
20分以上45分未満	1,790	179	2,240	224	2,690	269
45分以上	2,200	220	2,750	275	3,300	330

- 2 要支援 1・2 に認定を受けた利用者（第一号訪問事業）
利用料金は 1 ヶ月ごとに算定され、以下のとおりです。

単位：円

	訪問型サービス（独自） （訪問型予防相当サービス）		訪問型サービス（独自・定率） （訪問型サービスA3）	
	利用 料金	うち 利用者 負担額	利用 料金	うち 利用者 負担額
1週に1回程度の場合	11,760	1,176	8,230	823
1週に2回程度の場合	23,490	2,349		
上記以上の場合（要支援2のみ）	37,270	3,727		

- 3 その他の加算については以下のとおりです。

単位：円

	利用 料金	うち 利用者 負担額
初回加算	2,000	200
緊急時訪問介護加算	1,000	100
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	合計単位数の24.5%	
特定事業所加算（Ⅱ）	訪問介護費(Ⅰ)(Ⅱ)の10.0%	

- 4 指定訪問介護、第一号訪問事業以外の利用料については以下のとおりです。

サービス提供記録等の複写物に係る費用	1ページにつき 20円（税込）
--------------------	-----------------

指定訪問介護、第一号訪問事業利用料金表

別紙2
地域区分：その他

- 1 要介護1～5に認定を受けた利用者（指定訪問介護）
利用料金は1回ごとに算定され、以下のとおりです。

(1) 身体介護が中心のとき

単位：円

	通常		夜間及び早朝		深夜	
	8:00～18:00		6:00～8:00 18:00～22:00		22:00～6:00	
身体介護	利用 料金	うち 利用者 負担額	利用 料金	うち 利用者 負担額	利用 料金	うち 利用者 負担額
引き続き行う生活援助						
20分以上30分未満	2,440	488	3,050	610	3,660	732
20分以上45分未満	3,090	618	3,860	772	4,640	928
45分以上70分未満	3,740	748	4,680	936	5,610	1,122
70分以上	4,390	878	5,490	1,098	6,590	1,318
30分以上1時間未満	3,870	774	4,840	968	5,810	1,162
20分以上45分未満	4,520	904	5,650	1,130	6,780	1,356
45分以上70分未満	5,170	1,034	6,460	1,292	7,760	1,552
70分以上	5,820	1,164	7,280	1,456	8,730	1,746
1時間以上1時間30分未満	5,670	1,134	7,090	1,418	8,510	1,702
20分以上45分未満	6,320	1,264	7,900	1,580	9,480	1,896
45分以上70分未満	6,970	1,394	8,710	1,742	10,460	2,092
1時間30分以上2時間未満	6,490	1,298	8,110	1,622	9,740	1,948
20分以上45分未満	7,140	1,428	8,930	1,786	10,710	2,142

(2) 生活援助が中心のとき

単位：円

	通常		夜間及び早朝		深夜	
	8:00～18:00		6:00～8:00 18:00～22:00		22:00～6:00	
生活援助	利用 料金	うち 利用者 負担額	利用 料金	うち 利用者 負担額	利用 料金	うち 利用者 負担額
20分以上45分未満	1,790	358	2,240	448	2,690	538
45分以上	2,200	440	2,750	550	3,300	660

- 2 要支援1・2に認定を受けた利用者（第一号訪問事業）
利用料金は1ヵ月ごとに算定され、以下のとおりです。

単位：円

	訪問型サービス（独自） （訪問型予防相当サービス）		訪問型サービス（独自・定率） （訪問型サービスA3）	
	利用 料金	うち 利用者 負担額	利用 料金	うち 利用者 負担額
1週に1回程度の場合	11,760	2,352	8,230	1,646
1週に2回程度の場合	23,490	4,698		
上記以上の場合（要支援2のみ）	37,270	7,454		

- 3 その他の加算については以下のとおりです。

単位：円

	利用 料金	うち 利用者 負担額
初回加算	2,000	400
緊急時訪問介護加算	1,000	200
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	合計単位数の24.5%	
特定事業所加算（Ⅱ）	訪問介護費(1)(2)の10.0%	

- 4 指定訪問介護、第一号訪問事業以外の利用料については以下のとおりです。

サービス提供記録等の複写物に係る費用	1ページにつき 20円（税込）
--------------------	-----------------

指定訪問介護、第一号訪問事業利用料金表

別紙3
地域区分：その他

- 1 要介護1～5に認定を受けた利用者（指定訪問介護）
利用料金は1回ごとに算定され、以下のとおりです。

(1) 身体介護が中心のとき

単位：円

	通常		夜間及び早朝		深夜	
	8:00～18:00		6:00～8:00 18:00～22:00		22:00～6:00	
身体介護	利用 料金	うち 利用者 負担額	利用 料金	うち 利用者 負担額	利用 料金	うち 利用者 負担額
引き続き行う生活援助						
20分以上30分未満	2,440	732	3,050	915	3,660	1,098
20分以上45分未満	3,090	927	3,860	1,158	4,640	1,392
45分以上70分未満	3,740	1,122	4,680	1,404	5,610	1,683
70分以上	4,390	1,317	5,490	1,647	6,590	1,977
30分以上1時間未満	3,870	1,161	4,840	1,452	5,810	1,743
20分以上45分未満	4,520	1,356	5,650	1,695	6,780	2,034
45分以上70分未満	5,170	1,551	6,460	1,938	7,760	2,328
70分以上	5,820	1,746	7,280	2,184	8,730	2,619
1時間以上1時間30分未満	5,670	1,701	7,090	2,127	8,510	2,553
20分以上45分未満	6,320	1,896	7,900	2,370	9,480	2,844
45分以上70分未満	6,970	2,091	8,710	2,613	10,460	3,138
1時間30分以上2時間未満	6,490	1,947	8,110	2,433	9,740	2,922
20分以上45分未満	7,140	2,142	8,930	2,679	10,710	3,213

(2) 生活援助が中心のとき

単位：円

	通常		夜間及び早朝		深夜	
	8:00～18:00		6:00～8:00 18:00～22:00		22:00～6:00	
生活援助	利用 料金	うち 利用者 負担額	利用 料金	うち 利用者 負担額	利用 料金	うち 利用者 負担額
20分以上45分未満	1,790	537	2,240	672	2,690	807
45分以上	2,200	660	2,750	825	3,300	990

- 2 要支援1・2に認定を受けた利用者（第一号訪問事業）
利用料金は1ヵ月ごとに算定され、以下のとおりです。

単位：円

	訪問型サービス（独自） （訪問型予防相当サービス）		訪問型サービス（独自・定率） （訪問型サービスA3）	
	利用 料金	うち 利用者 負担額	利用 料金	うち 利用者 負担額
1週に1回程度の場合	11,760	3,528	8,230	2,469
1週に2回程度の場合	23,490	7,047		
上記以上の場合（要支援2のみ）	37,270	11,181		

- 3 その他の加算については以下のとおりです。

単位：円

	利用 料金	うち 利用者 負担額
初回加算	2,000	600
緊急時訪問介護加算	1,000	300
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	合計単位数の24.5%	
特定事業所加算（Ⅱ）	訪問介護費(1)(2)の10.0%	

- 4 指定訪問介護、第一号訪問事業以外の利用料については以下のとおりです。

サービス提供記録等の複写物に係る費用	1ページにつき 20円（税込）
--------------------	-----------------

あおぞらの里行橋ヘルパーステーション 公的機関 苦情相談窓口

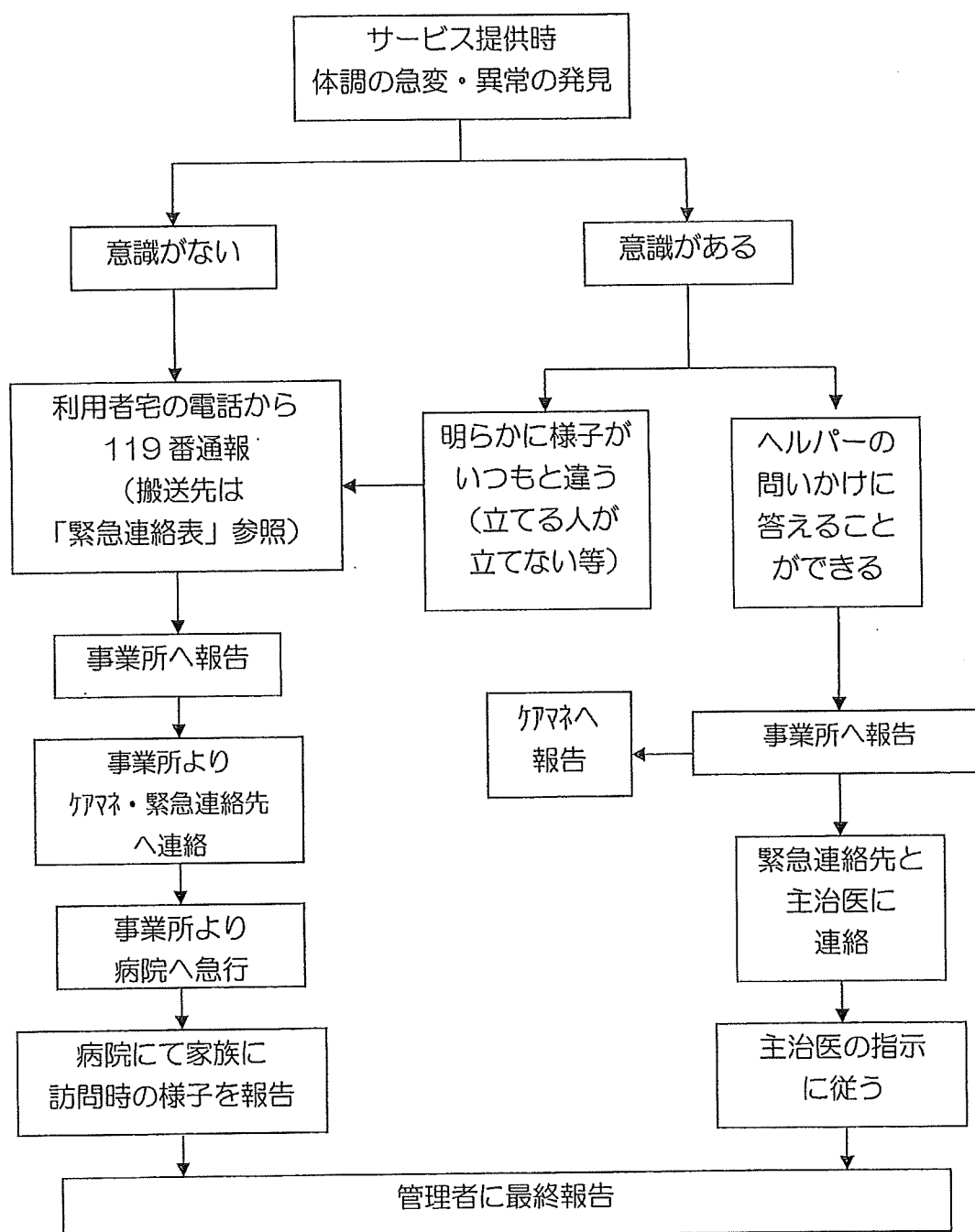
福岡県国民健康保険 団体連合会 介護保険課	所在地：福岡市博多区吉塚本町 1 3 番 4 7 号 電話番号：092-642-7859 FAX 番号：092-642-7856 対応時間：午前 9 時～午後 5 時（土日、祝日を除く）
行橋市役所 介護保険課	所在地：行橋市中央 1 丁目 1 番 1 号 電話番号：0930-25-1111 FAX 番号：0930-26-3017 対応時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時（土日、祝日を除く）
苅田町役場 福祉課 介護保険担当	所在地：苅田町富久町 1 丁目 19-1 電話番号：093-434-5544 FAX 番号：093-436-3014 対応時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（土日、祝日を除く）
みやこ町役場 保険福祉課	所在地：京都郡みやこ町勝山上田 960 番地 電話番号：0930-32-2516 FAX 番号：0930-32-4563 対応時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時（土日、祝日を除く）
築上町役場 保険福祉課福祉係	所在地：築上郡築上町大字椎田 891 番地 2 電話番号：0930-56-0300 FAX 番号：0930-56-0334 対応時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時（土日、祝日を除く）
豊前市役所 健康長寿推進課	所在地：豊前市大字吉木 955 電話番号：0979-82-1111 FAX 番号：0979-82-9222 対応時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時（土日、祝日を除く）
福岡県介護保険広域 連合豊築支部	所在地：豊前市大字八屋 1702-5 電話番号：0979-84-1111 FAX 番号：0979-84-1116 対応時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（土日、祝日を除く）

緊急時の対応

あおぞらの里 行橋ヘルパーステーション

0930-26-5500

月曜日～土曜日：8:30～17:00



※事業所では、管理者・サービス提供者が対応を行う